

指定障害福祉サービス事業者等

旭川市福祉安心部指導監査課

令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出について（通知）

このことについて、令和8年度における「福祉・介護職員等処遇改善加算」の算定を行う場合は、次のとおり届出書類等を提出願います。

1 届出書類（提出データ）等

別紙様式2（加算 計画書）福祉・介護職員等処遇改善加算計画書

※1 提出は必ず Excel データのままとし、PDF 等にファイル形式を変更しないこと。

※2 ファイル名は「(法人名)福祉・介護職員等処遇改善加算計画書」とすること。

2 提出期限

(1) 令和8年4月及び5月に算定する場合（令和8年6月以降の算定に係る処遇改善計画もあわせて）

令和8年4月15日（水曜日）17時 期日厳守

(2) 令和8年6月に処遇改善加算が新設される事業所（計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援）のみが所属する障害福祉サービス事業者等など、令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しない事業者が、令和8年6月に処遇改善加算を算定する場合

令和8年6月15日（月曜日）17時 期日厳守

3 提出方法

原則、旭川市電子申請システム（下記フォーム）により提出願います。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1514557>

4 当該加算に関する問い合わせ先

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む）

5 留意事項

(1) 届出書類の作成について

① 届出書類様式にあらかじめ入力されている 計算式やシートの構成等は変更しないでください。

② 作成に当たっては、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」等を参照し、算定要件を確認してください。

(2) 根拠資料の添付について

① 新規で処遇改善加算を取得する場合

就業規則等の計画書の内容を証明する資料を添付してください。

② 継続して処遇改善を取得する場合

計画書の内容を証明する資料の添付は原則不要です。ただし、根拠資料を確認する場合がありますので、関係する書類については適切な保管をお願いいたします。

(3) その他

計画書の様式等は、旭川市のHPにも掲載しています。必要に応じて参照願います。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/seinsei1/p006049.html>

（提出先及び連絡先）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階

旭川市福祉安心部指導監査課（障がい担当）

電話（0166）25-9849